

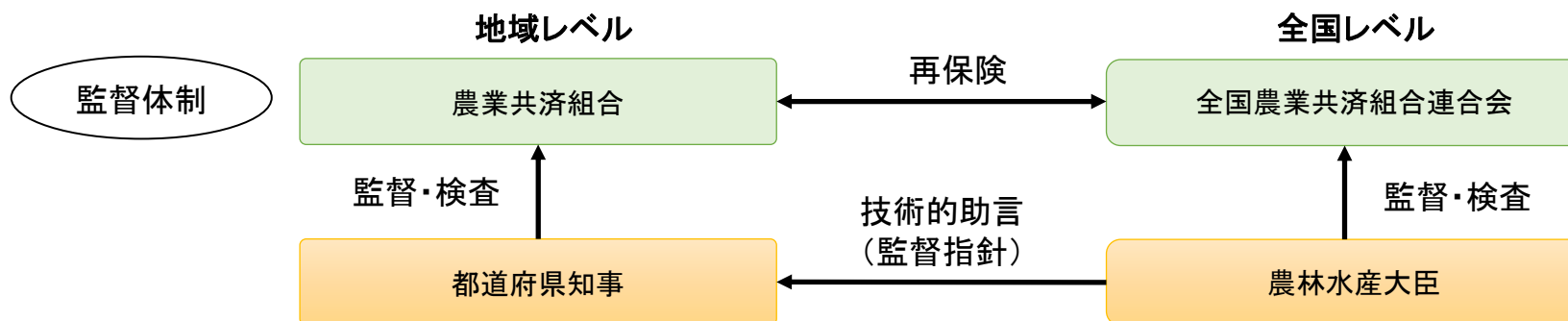
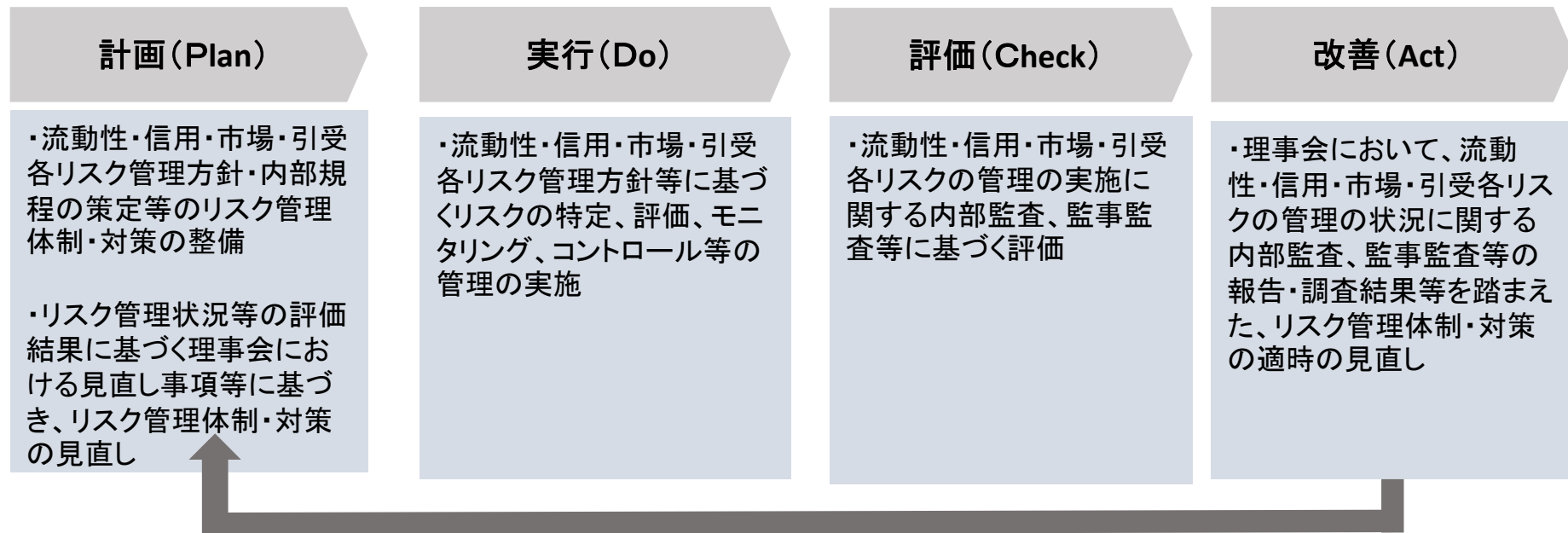
# 農業共済組合の共済事業に係る 監督の実務

令和8年5月

農林水産省経営局保険課・保険監理官

# 財務の健全性確保のための取組と監督体制

- 農業共済組合の財務の健全性確保のため、農業共済組合は、農業共済団体に対する監督指針を踏まえて、共済掛金の設定時に想定した状況と乖離することにより、共済事業の収支に損失を被る可能性等のリスクを認識した上で、適切なリスク管理体制を確立し、適切にリスク管理を実施することとしており、実施したリスク評価に基づき、必要な見直し等に取り組んでいる。
- また、行政庁は、財務の健全性確保を含めた監督・検査を実施。



## 監督の内容

- 公共的組合である農業共済組合の適正な運営を確保する観点から、農業保険法に基づく認可・報告徴収・検査・命令権限を保持し、必要に応じて適切に行使。

### 事業規程の認可

- ・共済事業の実施に必要な事業規程の制定・変更に係る行政庁の認可が必要。

(法第31条、第32条、第36条、第58条)

### 報告の徴求

- ・行政庁は、農業共済団体…が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等…を守っているかどうかを知るために必要があるときは、農業共済団体等又は受託者…からその業務又は会計…に関し必要な報告を求めることができる。

(法第208条)

### 業務又は会計の状況の検査

- ・行政庁は、農業共済団体等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等…を守っているかどうかを知るために必要があるときは、農業共済団体等又は受託者の業務又は会計の状況を検査することができる。

(法第209条)

### 必要な措置等の命令

- ・行政庁は、第208条の規定により報告を求め、又は前条第一項から第三項までの規定により検査を行つた場合において、農業共済団体又は受託者の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等に違反すると認めるときは、当該農業共済団体又は当該受託者に業務を委託した農業共済団体に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

行政庁は、前項の規定によるほか、この法律の規定による共済事業又は保険事業を適正かつ効率的に行わせるため特に必要があるときは、農業共済団体に対し、これらの事業につき、業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令をすることができる。

(法第210条)

## 内部管理態勢の確保①

～農業保険法及び農業共済団体に対する監督指針～【財務の健全性】

### ○ 仕組開発に係る内部管理態勢

農業共済団体が加入者等のニーズに応え、任意共済の仕組開発を行うに当たっては、法令等を踏まえ、自己責任原則に基づき、リスク面、財務面、推進面、法制面等あらゆる観点から検討する内部管理態勢の整備が必要である。

### ○ 責任準備金等の積立の適切性

・農業共済団体は、毎事業年度の終わりにおいて存する共済責任または保険責任につき、・・・責任準備金を積み立てなければならない。

(法第63条)

・農業共済団体は、不足金の補填に備えるため、・・・準備金を積み立てなければならない。

(法第64条)

### ○ 区分経理の明確化

その会計を農林水産省令で定める勘定区分ごとに経理しなければならない(法第62条)。なお、法令上の規定はないが、NOSAIは共済の種類ごとに区分して経理している。(第1回地震保険と共済に係る勉強会・資料1p18 参照)

## 内部管理態勢の確保②

～農業共済団体に対する監督指針～【統合的リスク管理態勢】

### ○ 資産運用リスク管理態勢

農業共済団体においては、余裕金運用範囲が、規則第34条の規定により金融機関への預貯金、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、一般担保付社債等に限定されているが、これらの運用において、信用リスクを認識した上で、適切なリスク管理態勢の整備を求めている。

また、金利の変動等による保有有価証券等の価格変動が農業共済団体の運営に与える影響について計測・分析するなど業務の規模・特性等に応じた適切な市場リスク管理態勢を整備を求めている。

### ○ 流動性リスク管理態勢

農業共済団体においては、共済金の支払等で資金が必要となる際に、資金調達の状況により資金繰りに支障を来し支払が遅延するなど農業共済団体の運営に重大な影響を及ぼす可能性があることから、流動性リスクを認識した上で、日頃から流動性準備を注視し、適切にリスクを管理していくことが重要であるため、資金計画を策定するとともに、流動性準備の変動が経営に与える影響について分析するなど業務の規模・特性等に応じた適切な流動性リスク管理態勢を整備するよう求めている。



農業共済団体に対する定期的な面談、意見交換、ヒアリングや報告徴求等を通じて、必要に応じて内部管理態勢の改善等を求め、重大な問題があると認められる場合には、農業保険法第210条又は第212条に基づく行政処分を行う。

## 監督の手法

---

～農業共済団体に対する監督指針～【検査・監督】

### ○ 報告の徴求(法第208条)

#### 立入検査(法第209条)

農業共済団体が問題を抱えている可能性がある場合等に、加入者等の保護と業務の適正かつ効率的な運営等のために実施



### ○ 行政処分(法第210条、第212条)

農業共済団体の業務又は会計が法令等に違反する場合は、法令等違反の早期是正を図るため、事業が適正かつ効率的に実施されていないと認められる場合は、その是正等を目的として発動

- ✓ 必要措置命令
- ✓ その他の命令(役員改選、等)

#### 【監督上の措置の例】

・共済金の不正請求等 → 例: 農業保険法第210条第1項及び第2項の規定に基づく必要措置命令